

持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

給付額

法人は最大 **200万円**
個人事業者は最大 **100万円**

ただし、昨年1年間の売上げからの**減少分**が上限となります。

売上げ減少分の計算方法

前年の総売上げ（事業収入） - （**▲50%以上月**の売上げ × 12か月）

事業者が選択するひと月
前年同月比

例 令和元年（平成31年）の総売上げが600万円で月別の売上げが下記の個人（青色申告）の場合

	1月	2月	3月
令和元年（平成31年）	50万円	50万円	70万円
令和2年	40万円	30万円	30万円
前年同月比	20%減	40%減	約57%減

600万円 - 360万円（**30万円** × 12か月） = 240万円 → 最大100万円の受給が可能

支給対象（主な要件）

※商工業に限らず、下記を満たす幅広い業種が対象

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、**ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少**している事業者
- 令和元年（平成31年）以前から事業による事業収入（売上げ）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- 法人の場合は、2020年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下の事業者

※注 令和元年（平成31年）に創業した方や売上げが一定期間に偏在している方などには特例があります。

持続化給付金の申請方法

- 持続化給付金の申請用HPからの電子申請

能美市商工会



vol.85

2020.7.July

能美市商工会

能美市寺井町347番地

TEL(0761)58-4230 FAX57-3510

URL <http://nomi.shoko.or.jp/>



電子申請やPC等の機器操作ができない方は、
お近くでサポートを受けられるようになりました！！

	商工会による 申請サポート	申請サポート窓口 (キャラバン隊)	常設サポートセンター (小松会場)
場 所	能美市商工会 相談室	寺井地区公民館 301会議室	小松商工会議所3F
期 間	7月～12月毎週水・金曜日	8月3日(月)～8月14日(金) (土・日祝日可)	5月15日(金)～未定 (土・日祝日可)
時 間	10:00～12:00 13:00～16:00	9:00～17:00	9:00～18:00
予約先	0761-58-4230	開設前 0761-58-4230 開設中 080-4469-8520	自動 0120-835-130 【小松会場】…1701

- 持参するもの ①令和元年分の確定申告書類の控え(※) ③本年分、売上減少となった月の売上台帳
②令和元年分の決算書の控え ④本人確認書類 ⑤通帳 ⑥スマホ及び携帯電話

(※)上記①e-Taxの受信通知がない方、若しくは税務署の收受印がない方は小松税務署で「納税証明書(その2)」を請求してください。

新たな支援も追加！！

2～3ページにも、新型コロナウイルス感染症に係る様々な支援制度や各種補助金があります！！

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける

こんなとき		支援制度
給付金・助成金を受けたい	売上が前年同月比 50%以上減少 した企業 (資本金10億円以上の大企業を除く)	持続化給付金 
	国の「 持続化給付金 」を受けた事業者	NEW 石川県経営持続支援金  
	売上が前年同月比 50%以上減少 又は、 連続する3ヶ月の売上が前年同期比30%以上減少 する中小企業等	NEW 家賃支援給付金 
	国の「 家賃支援給付金 」を受けた事業者	NEW 石川県家賃支援給付金  
	売上が前年同月比 30%～50%未満減少 している生活必需品の販売事業者	生活必需品販売持続化支援給付金 
	最近1ヶ月の売上が前年同期比 5%以上減少 し、 休業手当を支払い、従業員を一時的に休業 させた企業	更新 雇用調整助成金 (新型コロナ特例) 
補助金を申請したい	小学校等の休校 により子供の世話をを行う労働者に対し、 有休の休暇 (労働基準法上の年次有給休暇を除く) を与えた企業	更新 小学校休業等対応助成金・支援金 
	感染拡大防止策を充実 させたい小規模事業者	NEW 小規模事業者感染拡大防止緊急支援補助金 
	事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら 販路開拓 等に取り組みたい小規模事業者	小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉 
	コロナ時代に適応する 3蜜防止・遠隔ビジネス等の設備投資 をしたい中小企業等	NEW コロナ時代に適応する事業環境改善事業費補助金 
融資を受けたい	コロナ時代の新たな需要を ビジネスチャンス としたい事業者	NEW コロナ時代の新たなニーズへの挑戦応援事業費補助金 
	最近2週間から1ヶ月の売上が前年同期比 20%以上減少 した又は、セーフティネット保証4号、5号危機関連保証の認定を受ける中小企業等	新型コロナウイルス感染症緊急特別融資 
	最近1ヶ月の売上が前年又は前々年同月比 5%以上減少 した中小企業、小規模事業者	新型コロナウイルス感染症特別融資  新型コロナウイルス対策マル経融資 (小規模事業者が対象) 
その他	税制上の猶予等について	国税・地方税の納税猶予 固定資産税・都市計画税の軽減措置 社会保険料の納付猶予

石川県議会6月補正予算に係る事業もあり、補正予算成立を前提に掲載しています。今後、内容が変更になることもありますので、予めご了承ください。

事業者のみなさまへの支援制度の各種補助金情報

支援内容	相談窓口
○法人は200万円以内、個人事業主は100万円以内 【申請期間】令和3年1月15日まで ※電子申請です。 NEW 寺井地区公民館 3階「申請サポートキャラバン隊」派遣会場開設 能美市商工会 相談室「申請サポート窓口」開設 【表面参考】	中小企業庁持続化給付金コールセンター ☎0120-115-570
○法人 一律50万円、個人事業主 一律20万円 ※国の持続化給付通知書を活用	石川県事業者支援ワンストップコールセンター ☎076-225-1920
○直近の家賃(月額)に基づき算出される給付額の6ヶ月分を支援 ・法人: 家賃×2/3(※1)×6ヶ月分=最大600万円(上限100万円/月) (※1)但し、支払家賃75万円/月を超える部分は1/3 ・個人事業主: 家賃×2/3(※2)×6ヶ月分=最大300万円(上限50万円/月) (※2)但し、支払家賃37.5万円/つきを超える部分は1/3	中小企業庁
○中小企業 最大150万円、個人事業主 最大75万円 ※国の家賃支援給付金決定通知書を活用	石川県事業者支援ワンストップコールセンター ☎076-225-1920
○中小企業及び個人事業者 1事業者/10万円 【申請期間】7月31日まで ※国の持続化給付金と重複して給付を受けることはできません。	能美市産業交流部商工課 ☎0761-58-2254
○休業手当相当額に対して中小企業は4/5、大企業は2/3 解雇を行わなかった場合 中小企業は 10/10 、大企業は3/4 【助成額上限】 15,000円/人・日 【助成額上限】 15,000円/人・日 申請には期限があります。 ※能美市商工会にて専門家の個別相談を受け付けます。	石川労働局 職業対策課 ☎076-265-4428 ハローワーク小松 ☎0761-24-8609
○雇用主: 休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額に対して10/10助成 【助成額上限】対象労働者15,000円/人・日(4月1日以降の休暇に限る) ○委託を受けて個人で仕事をする方: 就業できなかった日について 【助成上限額】対象労働者7,500円/人・日(4月1日以降の休暇に限る)	学校等休業助成金・支援金相談コールセンター ☎0120-60-3999
○小規模事業者が営業継続・再開に向け導入する感染拡大防止のための取り組みを支援 【補助上限額】 50万円 【補助率】4/5 【申請期間】 7月1日～9月30日まで	石川県事業者支援ワンストップコールセンター ☎076-225-1920
○「サプライチェーンの毀損への対応」、「非対面型ビジネスモデルへの転換」、「テレワーク環境の整備」のいずれか一つ以上の投資に取り組む経費の一部を補助 【補助額上限】100万円 【補助率】2/3または3/4 【第3締切 8/7、第4締切 10/2】	能美市商工会経営支援課 ☎0761-58-4230
○対象経費: 設備導入費 等 【補助上限額】600万円 【補助率】3/4	石川商工労働部産業政策課 ☎076-225-1513
○新製品開発支援 【補助上限額】200万円 【補助率】4/5 ○新技術開発支援 【補助上限額】1千万円 【補助率】4/5	
○融資限度額 8千万円 ○利子 1.00%(3千万円(※)以内は当初3年間無利子) ○返済期間 10年以内(元金の措置5年以内) ※危機関連保証利用時の措置5年以内は3千万円以内に限り	石川県商工労働部経営支援課 ☎076-225-1522 能美市商工会経営支援課 ☎0761-58-4230
○融資限度額 中小企業3億円、小規模事業者6千万円 ○利子 中小1.11%(当初3年間0.21%) 小規模1.36%(当初3年間0.46%) ○返済期間 15年以内(元金の措置5年以内) ※売上減少幅が一定水準を超える場合は当初3年間無利子	日本政策金融公庫 小松支店 ☎0761-21-9101
○融資限度額 1千万円 ○利子 1.21%(当初3年間0.31%) ○返済期間 7年以内(元金の措置3年以内) ※売上減少幅が一定水準を超える場合は当初3年間無利子	能美市商工会経営支援課 ☎0761-58-4230
国税…国税局猶予相談センター ☎0120-948-364 (又は最寄りの税務署) 県税…石川県総務部総務課 ☎076-225-1271 市税…能美市市民生活部債務管理課 ☎0761-58-2207 社会保険料…小松年金事務所 ☎0761-24-1791	

各種お問い合わせは 能美市商工会まで ☎0761-58-4230

手作りパンの販売

のみぱん

住所:能美市岩本町102-1
電話:090-5029-3866

定休日
月曜日、土曜日、日曜日



のみぱんは二〇一八年に開業し店舗を持たないパン屋として二年目を迎えました。
能美市、白山市を中心に会社や施設での予約の配達を行なっております。
現在では、お客様のご紹介もあり、JAGグリーン松任まいどさん市場とJA白山よりんかいねえ広場でもパンを販売させて頂けるようになりました。
のみぱんのパンは子供からご年配の方まで美味しく食べて頂ける、優しい味に仕上げております。



代表 岩山 清香さん

店主が製造から販売まで行なっており、お客様から直接嬉しいお言葉を頂くことも多く、本当に感謝しております。
商工会の方々には開業時に販路の開拓方法を指導して頂いたり、会計業務を代行して頂いたりとお世話になっております。
会計ソフトを使っているので経営状況が一目で分かりやすく、申告書の作成もスムーズに行え大変助かっています。
これからも皆さんに喜ばれるパンを丁寧に取り続けたいと思います。
ご注文は前日十三時までにお願致します。

新入会員の紹介

建設塗装業 建設部会
N.Paint
中野 陽介 末寺

造園計画・設計 建設部会
水本 ランドスケープ設景室
水本 陽平 松が岡

社会保険労務士 サービス部会
藤田圭子社会保険労務士事務所
藤田 圭子 松が岡

陶磁器製造業 九谷部会
牟田陽日
牧野 陽子 牛島

年度更新延長

令和二年度労働保険料等の申告・納付期限が令和二年八月三十一日まで延長されました！

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を二年間猶予することができます。

詳しくは☎〇七六―二六五―四四二〇 石川労働局まで！

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う金融・福祉・手数料の免除について

当会では、新型コロナウイルス関連の特別融資認定事務に係る手数料について、令和二年四月一日から制度終了までの間、徴収しないことといたしました。

商工会スケジュール

8月	7月
18日(火) (第5回)正副会長会議 (第2回)総務委員会 (第3回)理事(役員)会	10日(金) 場所:相談室 ⑤雇用調整助成金・個別相談会 (社労士・2名) 15日(水) (第4回)正副会長会議 28日(火) 場所:さらい キャッシュレス決済 統一「OR」J-POR説明会

入ってますか?商工会の傷害共済

交通事故はもちろん、日常生活、仕事中的不慮の事故によるあらゆる傷害が対象!
小さな掛金で充実の保障!
詳しくは、商工会まで☎ 58-4230

職場の熱中症対策は万全ですか?

屋外・屋内作業問わず多業種で発症しています。今すぐ自主点検を!!

～主な予防対策チェックリスト～

- ☐ 休憩場所の整備
- ☐ 暑さ指数が高い時の作業時間の短縮
- ☐ 暑さに慣れるまでの間の十分な休憩時間
- ☐ 定期的な水分、塩分の補給
- ☐ 労働者の健康状態の確認

会社を元気に!

中退共の退職金制度

国が掛金の一部を助成
掛金は全額非課税

管理がカンタン

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234